

# 上越市立地適正化計画 届出チェックリスト

## 居住誘導に関する届出

※全てチェックされた場合は届出必要

□立地適正化計画区域内で、かつ、居住誘導区域外の開発行為、  
建築行為（改築等含む）である。

□以下のいずれかに該当する行為である。

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m<sup>2</sup>以上の規模のもの
- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



## 都市機能誘導に関する届出

※全てチェックされた場合は届出必要

□建築物は立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物である。

□以下のいずれかに該当する行為である。

開発行為、建築行為（改築等含む）の場合

- 行為の場所は立地適正化計画区域内でかつ、当該施設を誘導する都市機能誘導区域外である。

休廃止の場合

- 行為の場所は都市機能誘導区域内である。

